

○宮古島市スポーツ観光交流拠点施設設置及び管理に関する条例施行規則

平成28年12月21日

規則第54号

改正 令和3年3月25日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市スポーツ観光交流拠点施設設置及び管理に関する条例（平成28年宮古島市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可等)

第2条 条例第4条の規定により利用許可を受けようとする者は、宮古島市スポーツ観光交流拠点施設利用許可申請書（様式第1号）及び附属設備利用許可申請書（様式第2号）をそれぞれ市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用日の1年前の同月の初日（その日が休館日である場合は、その翌日とする。以下同じ。）から受理するものとする。ただし、市長が必要と認めるものについては、この限りでない。

3 市長は、第1項の許可申請に対し許可したときは、宮古島市スポーツ観光交流拠点施設利用許可書（様式第3号）及び附属設備利用許可書（様式第4号）をそれぞれ交付するものとする。

(利用許可の変更)

第3条 施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が当該利用許可を受けた事項を変更しようとするときは、宮古島市スポーツ観光交流拠点施設利用変更申請書（様式第5号）に前条第3項に規定する利用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対し許可したときは、宮古島市スポーツ観光交流拠点施設利用変更許可書（様式第6号）を申請者に交付するものとする。

(利用許可の取消し等)

第4条 市長は、条例第8条の規定により利用許可の取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止したときは、宮古島市スポーツ観光交流拠点施設利

用許可取消（制限・停止）通知書（様式第7号）により利用者に通知するものとする。ただし、やむを得ないと認めるときは、口頭によることができる。

2 利用者は、利用開始前に施設を利用しないことになったときは、宮古島市スポーツ観光交流拠点施設利用取消届（様式第8号）に第2条第3項に規定する利用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

（特別設備の持込み利用等）

第5条 利用者は、条例第11条の規定により特別の設備等を設置及び利用するときは、あらかじめ特別設備等利用許可申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

（令3規則6・一部改正）

（附属設備等の使用料）

第6条 附属設備及びその他の設備の使用料は、別表に定めるとおりとする。

ただし、新規設備については、追記する。

（利用時間の解釈）

第7条 利用時間は、行事に実際に使用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

（使用料の減免）

第8条 条例第9条第4項の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 本市又は本市の機関が主催する行事に利用する場合 全額
- (2) 本市又は本市の機関が共催する行事に利用する場合 使用料の2分の1の額
- (3) 公共的団体が本市の行政活動への協力目的で利用する場合 全額
- (4) 市内の公共的団体が本来の活動目的で利用する場合 使用料の2分の1の額
- (5) 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育上の目的で利用するとき又は市内の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所等の児童福祉施設が児童福祉の目的で利用する場合 使用料の2分の1の額
- (6) 利用する団体（構成員が本市に在住、在勤又は在学をする者に限る。以

下同じ。)の構成員の半数以上が障がい者である場合 使用料の2分の1の額

(7) 利用する団体の構成員の半数以上が65歳以上である場合 使用料の2分の1の額

(8) 利用する団体の構成員の半数以上が中学生以下である場合 使用料の2分の1の額

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合 市長が必要と認める額

2 前項の規定は、附属設備の利用について適用しない。ただし、前項第1号、第2号及び第9号に該当する場合は、この限りでない。

3 使用料の減免を受けようとする者は、第2条第1項の規定による利用許可申請書と同時に宮古島市スポーツ観光交流拠点施設使用料減免承認申請書(様式第10号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の申請に対し使用料の減額を承認したときは、宮古島市スポーツ観光交流拠点施設使用料減免承認書(様式第11号)を交付するものとする。

(使用料の還付)

第9条 条例第10条ただし書の規定により、使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 天災その他利用者の責めに帰することのできない事情により利用することができなかつたとき 既納使用料全額

(2) 利用者がアリーナを利用しようとする日の30日前までに利用の取消しを申し出たとき 既納使用料の5割

(3) 利用者が会議室を利用しようとする日の3日前までに利用の取消しを申し出たとき 既納使用料の5割

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(令3規則6・一部改正)

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、次の事項を守らねばならない。

- (1) 入場者の秩序を維持するため責任者を置き、かつ、必要に応じて整理員を置くこと。
- (2) 収容人員は、利用する施設の定員を超えないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食、喫煙又はこれらに類する行為をしないこと。
- (4) 利用許可を受けないで施設及び器具を利用しないこと。
- (5) 許可を受けないで壁、柱等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (6) 雨天の際は、雨具入れを備えて入場者の便宜を図ること。
- (7) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (8) 条例第12条各号の規定に該当する者の入場を禁止し、又は退場させること。
- (9) 火災及び盗難の予防等に留意し、利用に係る施設における秩序を維持すること。

(入場者の遵守事項)

第11条 入場者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。
- (2) 施設内を不潔にすること。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (4) 所定の場所以外に出入りすること。
- (5) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品類又は動物類を携帯すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設職員又は利用者の指示に反する行為をすること。

(広告類の掲示禁止)

第12条 施設の建物及び敷地内において、無断で広報その他これに類するものを掲示し、又は配布してはならない。

(損傷滅失届)

第13条 利用者は、施設及び附属設備を損傷し、又は滅失したときは、損傷・滅失届（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

(指定管理者の公募)

第14条 市長は、条例第19条第1項により指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市が指定するものをいう。以下同じ。）を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第15条 条例第20条の規則で定める申請書及び書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宮古島市スポーツ観光交流拠点施設指定管理者指定申請書（様式第14号）
- (2) 定款又は寄附行為の写し（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (3) 法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (6) その他市長が必要があると認める書類

（指定管理者の指定の通知）

第16条 市長は、条例第22条の規定により指定管理者の候補者を選定した場合は、法人等に対し、宮古島市スポーツ観光交流拠点施設指定管理候補者選定結果通知書（様式第15号）により通知する。

（協定の締結）

第17条 条例第22条の規定による指定管理者の指定を受けたものは、市長と協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で締結する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 管理に要する費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(7) 管理を行うに当たって業務上知ることのできた秘密及び保有する個人情報
情報の保護に関する事項

(8) 事故及び損害の賠償に関する事項

(9) その他市長又は指定管理者が必要があると認める事項

(指定管理者に関する読替え)

第18条 条例第19条の規定により指定管理者が管理する場合は、第2条から第5条まで、第8条第1項第9号、第4項並びに第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条、第8条、第9条及び別表並びに様式第1号、様式第2号、様式第4号から様式第6号まで、様式第8号、様式第10号から様式第12号までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(令3規則6・一部改正)

(補則)

第19条 この規則の定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日規則第6号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

附属設備使用料

区分	品名	数量	使用料 (円)
会議用品	テーブル (フロア用)	1 台	500
	椅子 (フロア用)	1 脚	100
	椅子セット (100脚)	1 式	4,000
	会議セット (テーブル50台、椅子150脚)	1 式	8,000
	自立パーテーション	1 個	200
	三つ折りパーテーション	1 個	200
	ホワイトボード	1 個	500

	スクリーン	1 個	1,000
	プロジェクター（会議室用）	1 個	4,000
スポーツ用具	フットサル（ボール）	1 個	100
	フットサル（ゴール）	1 個	300
	フットサル（マーカ―）	1 個	50
	フットサル（ビブス）	1 枚	100
	ゲートボール（ゲートセット）	1 個	300
	ゲートボール（シャフトセット）	1 個	300
	ゲートボール（カウンター）	1 個	300
	グラウンドゴルフ（ホールポスト）	1 個	300
	グラウンドゴルフ（ボール）	1 個	100
	グラウンドゴルフ（クラブ）	1 個	100
	バスケットボール（ゴール）	1 個	300
	バスケットボール（ボール）	1 個	100

その他の設備

種別	区分	単位	使用料（円）
持込器具電力 利用	電気器具の定格消費電力の合計が 3 kWまでごと	1 日	1,020
水道利用料金	1 立方メートルごと		610
空調利用料金	発電機利用	1 時間	5,000

様式第1号(第2条関係)

宮古島市スポーツ観光交流拠点施設利用許可申請書							
申請番号 —							
年 月 日							
宮古島市長 様							
住 所							
団 体 名							
申請者 代表者名 ㊟							
電 話							
問合せ先							
※イベント等の問合せ先は、広報誌等に掲載します。							
次のとおり施設を利用したいので申請します。							
利用の目的 (タイトル)							
行事の内容 (複数可)	※該当するものを○で囲んでください。 スポーツ () レクリエーション 芸能 大会/式典 講演会/研修会 その他 ()						
使用箇所	1. アリーナ (全面・半面) 2. 会議室 (第1・第2)						
利 用 時 間							
年 月 日	曜日	入 館	準備時間	開 場	開 始	終 了	退 館
		時 分	時 分 ～ 時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
		時 分	時 分 ～ 時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
		時 分	時 分 ～ 時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
利用責任者	電 話						
特別設備	1 有(クーラー・持込器具電力(Kw)) 2 無						
入場料金	1 有(円) 2 無料(整理券 有・無) 入場予定人員(人)						
備考							
使 用 料	超 過 料	減 免 料 金		合 計 額			
円	円	円		円			
受 付 月 日	月 日	許 可 月 日		月 日			
	課 長	補 佐	係 長	係	交 付		

※太枠内は、記入しないでください。

様式第2号(第2条関係)

宮古島市長 様		第 年 月 日		
団体名		印		
附属設備利用許可申請書				
次のとおり附属設備を使用したいので申請します。				
区分	品 名	数 量	単 価	使用料
会議用	テーブル (フロア用)	個		
	椅子 (フロア用)	個		
	自立パーテーション	個		
	三つ折りパーテーション	個		
	ホワイトボード	個		
	スクリーン	個		
	プロジェクター	個		
	音響設備	式		
スポーツ用具	フットサル (ボール)	個		
	フットサル (ゴール)	個		
	フットサル (マーカー)	個		
	フットサル (ビブス)	枚		
	ゲートボール (ゲートセット)	個		
	ゲートボール (シャフトセット)	個		
	ゲートボール (カウンター)	個		
	グラウンドゴルフ (ホールポスト)	個		
	グラウンドゴルフ (ボール)	個		
	グラウンドゴルフ (クラブ)	個		
	バスケットボール (ゴール)	個		
	バスケットボール (ボール)	個		
合 計 額		¥		

様式第4号(第2条関係)

附属設備利用許可書

年 月 日

宮古島市長 様

住 所

団 体 名

申請者 代表者名

㊟

電 話

年 月 日の申請のあった附属設備使用については、次のとおり許可します。

区分	品 名	数 量	単 価	使用料
会議用	テーブル (フロア用)	個		
	椅子 (フロア用)	個		
	自立パーテーション	個		
	三つ折りパーテーション	個		
	ホワイトボード	個		
	スクリーン	個		
	プロジェクター	個		
	音響設備	式		
スポーツ用具	フットサル (ボール)	個		
	フットサル (ゴール)	個		
	フットサル (マーカー)	個		
	フットサル (ビブス)	枚		
	ゲートボール (ゲートセット)	個		
	ゲートボール (シャフトセット)	個		
	ゲートボール (カウンター)	個		
	グラウンドゴルフ (ホールポスト)	個		
	グラウンドゴルフ (ボール)	個		
	グラウンドゴルフ (クラブ)	個		
	バスケットボール (ゴール)	個		
	バスケットボール (ボール)	個		
合 計 額		¥		

様式第5号(第3条関係)

<p>宮古島市スポーツ観光交流拠点施設利用変更申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮古島市長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">団 体 名</p> <p style="text-align: right;">申請者</p> <p style="text-align: right;">代表者名 ⑩</p> <p style="text-align: right;">電 話</p> <p>次のとおり利用許可の変更を受けたいので申請します。</p>				
許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号			
変 更 事 項	(利用の目的、行事の内容、使用期間等)			
変 更 理 由				
使 用 料	納 付 済 額 円	変 更 額 円	過 納 額 円	不 足 額 円
決 裁 年 月 日	課 長	補 佐	係 長	係

※太枠内は記入しないでください。

様式第 6 号(第 3 条関係)

第 号				
年 月 日				
様				
宮古島市長				
印				
宮古島市スポーツ観光交流拠点施設利用変更許可書				
年 月 日申請のあった施設の利用許可変更について次のとおり許可 します。				
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号			
変 更 事 項	(利用の目的、行事の内容、使用期間等)			
変 更 理 由				
使 用 料	納 付 済 額	変 更 額	過 納 額	不 足 額
	円	円	円	円

様式第7号(第4条関係)

第 号

年 月 日

様

宮古島市長

印

宮古島市スポーツ観光交流拠点施設利用許可取消(制限・停止)通知書

第 号の宮古島市スポーツ観光交流拠点施設の利用許可を次の理由によって

取消し
制 限 します。
停 止

理 由

様式第8号(第4条関係)

宮古島市スポーツ観光交流拠点施設利用取消届 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>			
宮古島市長 様			
住 所 団 体 名 申請者 代表者名 ⑩ 電 話			
次のとおり利用を取りやめます。			
許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号		
申請した 利用の目的			
申請した 利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 日間		
利用取りやめの 理 由			
既納使用料 円	返 還 割 合 割	返 還 額 円	備考

様式第9号(第5条関係)

<p>特別設備等利用許可申請書</p> <p>宮古島市長 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">団 体 名</p> <p style="text-align: right;">申請者</p> <p style="text-align: right;">代表者名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">電 話</p> <p>次のとおり特別設備をしたいので申請します。</p>	
施 設 の 理 由	
施 設 場 所 日 時	
施設する設備の 名 称 形 状 寸 法	
許 可 条 件	
<p>上記のとおり許可します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">宮古島市長 ㊟</p>	

備考 宮古島市スポーツ観光交流拠点施設設置及び管理に関する条例及び宮古島市スポーツ観光交流拠点施設設置及び管理に関する条例施行規則を守ること。

様式第10号(第8条関係)

決 裁 年月日	年 月 日	部 長	課 長	補 佐	係 長	係
<p>宮古島市スポーツ観光交流拠点施設使用料減免承認申請書</p> <p>宮古島市長 様</p> <p style="text-align: right;">受付 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 申請者 団 体 名 ㊦ 代表者名</p> <p>宮古島市スポーツ観光交流拠点施設設置及び管理に関する条例第9条第4項に基づき、下記の理由により、減免して下さるよう申請します。</p>						
利用の目的 (タイトル)						
行事の内容 (複数可)	※該当するものを○で囲んでください。 スポーツ () レクリエーション 芸能 大会/式典 講演会/研修会 その他 ()					
利用時間	年 月 日	時 分から	年 月 日	時 分まで	日間	
減免の理由						
上記申請に基づき、次のとおり決定してよいですか。						
決定区分	① 承認する 免除・減額	規 定 額	円	減 免 割 引 割 円		
		減 額	円			
	② 承認しない	減 額 後 額	円			
決定理由	宮古島市スポーツ観光交流拠点施設設置及び管理に関する条例施行規則 第 条 項 号を適用する。					

※太枠内は記入しないでください。

※市共催の場合は、共催承認書の写しを添付してください。

様式第 11 号(第 8 条関係)

第 号			
年 月 日			
様			
宮古島市長			印
宮古島市スポーツ観光交流拠点施設使用料減免承認書			
次のとおり使用料の減免を承認します。			
利用の目的 (タイトル)			
行 事 の 内 容			
利 用 期 間	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで 日間		
減 免 の 理 由			
正規の使用料	円	減 額 後 の 使 用 料	円

様式第 12 号(第 9 条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">使 用 料 還 付 申 請 書</p> <p style="margin: 10px 0;">宮古島市長 様</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">住 所</p> <p style="margin: 10px 0;">団 体 名</p> <p style="margin: 10px 0;">申請者</p> <p style="margin: 10px 0;">代表者名 ㊟</p> <p style="margin: 10px 0;">電 話</p> <p style="margin: 10px 0;">次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。</p>				
許 可 年 月 日	年 月 日 第 号			
使用料の還付を受けようとする理由				
還 付 額	既納の使用料 円	還付割合 割	還 付 額 円	備考
<p style="margin: 0;">上記のとおり使用料を還付します。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">宮古島市長 ㊟</p>				

様式第 13 号(第 13 条関係)

損 傷 ・ 滅 失 届

宮古島市長 様

年 月 日

住 所

団 体 名

申請者

代表者名

㊟

電 話

次のとおり損傷・滅失したので届けます。

損 傷 ・ 滅 失 年 月 日	損 傷 ・ 滅 失 箇 所 (物 件)	数 量	損 傷 ・ 滅 失 の 内 容 又 は 程 度

様式第 14 号(第 15 条関係)

年 月 日	
宮古島市スポーツ観光交流拠点施設指定管理者指定申請書	
宮古島市長 様	申請者 住 所 団体名 (ふりがな) 代表者氏名 電話番号
④	
宮古島市スポーツ観光交流拠点施設設置及び管理に関する条例第20条の規定により、次のとおり申請します。	
1 指定を受けようとする公の施設	
2 申請者の区分	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 法人以外の団体
3 添付書類 (1) 申請資格に関する書面 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 代表者の身分証明書 <input type="checkbox"/> 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書面 <input type="checkbox"/> 国税及び地方税の納税証明書 <input type="checkbox"/> 納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書 (2) 施設の管理に係る収支予算書 <input type="checkbox"/> 宮古島市スポーツ観光交流拠点施設の管理に係る収支予算書 (3) 法人等の経営状況を証明する書面 <input type="checkbox"/> 前事業年度の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面 <input type="checkbox"/> 前事業年度の貸借対照表等 <input type="checkbox"/> 前事業年度の財産目録等 <input type="checkbox"/> 事業年度の収支予算書 <input type="checkbox"/> 事業年度の事業計画書 <input type="checkbox"/> 事業報告書 <input type="checkbox"/> 法人等の役員名簿 <input type="checkbox"/> 組織に関する事項について記載した書面 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書面	

- (注) 1 のある欄は、該当する事項の内にレ印を記入してください。
 2 「申請資格に関する書面」は、法人にあっては代表者の身分証明書、法人以外の団体にあっては登記簿謄本の提出を要しない。

様式第 15 号(第 16 条関係)

第 号
年 月 日

様

宮古島市長

印

宮古島市スポーツ観光交流拠点施設指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付で申請のありました指定管理者の候補者の選定については、宮古島市スポーツ観光交流拠点施設設置及び管理に関する条例第22条により、次のとおり決定しましたので通知します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
選定した法人等	
選定した理由	

様式第1号（第2条関係）

（令3規則6・全改）

様式第2号（第2条関係）

（令3規則6・全改）

様式第3号（第2条関係）

様式第4号（第2条関係）

（令3規則6・全改）

様式第5号（第3条関係）

様式第6号（第3条関係）

様式第7号（第4条関係）

様式第8号（第4条関係）

様式第9号（第5条関係）

様式第10号（第8条関係）

様式第11号（第8条関係）

様式第12号（第9条関係）

様式第13号（第13条関係）

様式第14号（第15条関係）

様式第15号（第16条関係）